

公立大学法人横浜市立大学コンプライアンス推進委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学コンプライアンス推進規程(以下「規程」という。)第3条の規定に基づき、公立大学法人横浜市立大学コンプライアンス推進委員会(以下「委員会」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、規程の例による。

(委員会の構成等)

第3条 委員会の構成は以下の者とする。

- (1) 事務局長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 附属病院長
- (5) 附属市民総合医療センター病院長
- (6) 副局長
- (7) 生命ナノシステム科学研究科生体超分子システム科学専攻長
- (8) 木原生物学研究所長

2 前項に規定する者のほか、委員長が必要と認めた場合、指定する外部有識者を委員として加えることができる。

3 委員会の委員長は、事務局長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(委員会の職務)

第4条 委員会は、次の事項について協議を行う。

- (1) コンプライアンスに関する制度及び体制の整備に関すること。
- (2) コンプライアンスに関する制度の実施状況の把握、点検、評価及び総合調整に関すること。
- (3) コンプライアンスに関する制度に基づく対応及び処理に関すること。
- (4) コンプライアンスに関する理事長への報告に関すること。
- (5) その他、推進委員会が必要と認める事項

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。